

むつ市長選挙及びむつ市議会議員補欠選挙

投票日は4月23日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

※川内・大畑・脇野沢地区は午前7時～午後7時

むつ市長選挙及びむつ市議会議員補欠選挙が4月16日(日)に告示され、4月23日(日)に投開票が行われます。

むつ市の未来を決める大切な選挙です。投票をお願いします。

投票できる方

〈年齢要件〉

平成17年4月24日以前に生まれた方

〈住所要件〉

令和5年1月15日までにむつ市で住民票が作成された方（転入届出をした方）で、引き続き3か月以上むつ市に居住している方

〈市内で転居した方〉

令和5年3月31日以降に市内で転居した方は、転居前の投票所（投票所入場券に記載）で投票することになります。

投票できない方

- 令和5年1月16日以降にむつ市に転入届出をした方
- 投票日（期日前投票日）までに他市町村へ転出した方
- 公民権停止者

投票の方法

○むつ市長選挙

- ・投票用紙の色は水色です。
- ・期日前投票及び不在者投票の投票用紙記入方法
自書式で行なわれます。
- ・投票日当日投票の投票用紙記入方法
記号式で行なわれます。

投票所に用意してある鉛筆で、投票用紙の所定の位置に○印をつけてください。
2人以上の候補者に○印をつけたり、×や△等の記号や文字を書いたりすると

無効になります。

○むつ市議会議員補欠選挙

- ・ 投票用紙の色はピンク色です。
- ・ 投票用紙記入方法
自書式で行なわれます。

○代理投票

手や腕が不自由で文字の書けない方、読み書きが不自由な方などは、係員にお申し出ください。秘密厳守のうえ、あなたに代わって記載し投票します。

投票所入場券

- ・ むつ市長選挙及びむつ市議会議員補欠選挙の入場券は同じハガキです。
- ・ 入場券は、世帯単位で発送します。入場券には2名まで名前が記載されており、ハガキを開き切り取ると、それぞれの入場券になります。当日の投票及び期日前投票の際には、本人分を切り離してご持参ください。
- ・ 入場券をなくしたり忘れても投票できますので、その場合は、係員にお申し出ください。

※入場券が届いても、むつ市外へ転出した方は投票できません。

期日前投票

投票日にご都合により投票へ行けない見込みの方は、期日前投票を行うことができます。（むつ市の選挙人名簿に登録されている方は、次のいずれの場所でも投票できます。）

○むつ市役所各庁舎

〈期間〉 4月17日(月)～4月22日(土)

〈時間〉 午前8時30分～午後8時00分

〈場所〉 本庁舎選挙管理委員会会議室、川内庁舎談話室、大畑庁舎多世代交流スペース、脇野沢地域交流センター会議室

○マエダ本店

〈期間〉 4月17日(月)～4月22日(土)

〈時間〉 午前10時00分～午後7時00分

〈場所〉 1階休憩コーナー

投票所入場券には『期日前投票宣誓書兼請求書』があわせて印刷されています。あらかじめ記入していただければ、スムーズに受付できますので、ご協力をお願いします。

不在者投票

〈入院中や遠隔地に滞在している場合〉

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所している方は、その施設で投票できま

す。詳しくは各施設にお問い合わせください。

また、出稼ぎや出張等でむつ市外に長期滞在する場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに請求の手続きをお願いします。（手続きは4月16日（告示日）前でも可能です。）

なお、郵送や代理人による請求も可能となっています。

また、マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン請求もできます。詳細はむつ市ホームページをご覧ください。

〈郵便等による不在者投票（在宅投票）〉

身体障害者手帳等をお持ちの方で一定の要件に該当する方や、要介護状態区分が要介護5の方は、郵便等投票証明書の交付を受けることで、在宅のまま郵便等により不在者投票ができます。

投票日の4日前（4月19日）までにむつ市選挙管理委員会へ請求してください。

※請求に必要な書類は、むつ市選挙管理委員会に設置してあるほか、むつ市ホームページからダウンロードできます。

選挙公報

候補者の経歴や政見等を掲載した『選挙公報』は、4月19日頃から各世帯へ直接配布する予定です。

何らかの事情で届かなかった方は、むつ市役所本庁舎、川内・大畑・脇野沢の各庁舎や市の公共施設に備えてあります。また、市ホームページにも掲載されますので、ご覧ください。

開票

〈日時〉4月23日（日）午後9時00分～

〈場所〉むつ市役所本庁舎開放エリア

※参観人の受付：午後8時00分～、開場：午後8時30分～（先着50名）

新型コロナウイルス感染症対策について

○選挙は各種感染防止対策のうえで実施しますが、有権者の皆様におかれましても、投票所内では基本的な感染対策にご協力をお願いします。

○特例郵便等投票

- ・新型コロナウイルス感染症により「自宅療養」または「宿泊療養」をしている方は、郵便等による投票を行うことができます。
- ・対象は、保健所等からの外出自粛要請期間が選挙告示の翌日から投票日までの期間にかかると見込まれる方です。

(自宅療養されている方で「症状軽快から24時間経過後」又は「無症状」の場合は、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に投票所で投票できます。)

- ・「特例郵便等投票請求書」をむつ市選挙管理委員会に提出することにより、投票用紙等が交付されます。
- ・請求できる期間は、投票日の4日前(4月19日)までとなっています(必着)。

※むつ市長選挙及びむつ市議会議員補欠選挙について、詳しくはむつ市ホームページをご確認ください。

むつ市HP



各種お問合せ先

【選挙について詳しくは】

選挙管理委員会 22-1111 (内線3313)

【各地区の投票所等についてのお問合せは】

川内庁舎管理課 42-2111

大畑庁舎管理課 34-2111

脇野沢庁舎管理課 44-2111